

中間前金払制度の運用について

京都市上下水道局では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、局が発注する工事について中間前金払制度を運用していますが、令和2年4月1日以降に入札公告を行う案件（又は令和2年4月1日以降に契約する随意契約）から、中間前金払又は部分払の選択時期をこれまでの「契約時」から「請求時」に見直し、併せて一部様式（「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」及び「中間前金払申請書」）を廃止します。

ただし、令和元年度以前に契約済みの案件については、これまでどおりの運用としますので御注意ください。

上下水道局の建設工事を請け負われた方は、一定の条件の下で中間前払金を請求できますので、以下の取扱い等に留意のうえ、同制度を活用してください。

1 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、当初の前払金（請負代金の4割）に加えて、工期の半ばで更に2割の前金払を行うものです。

2 中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払を受けている工事を対象に、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- ④ 低入札価格調査を経て契約を締結していないこと。

3 債務負担行為等に係る契約の取扱い

債務負担行為等に係る2会計年度以上にわたる契約については、各会計年度の出来高予定額に対して中間前払金を請求することができます。

4 部分払との関係

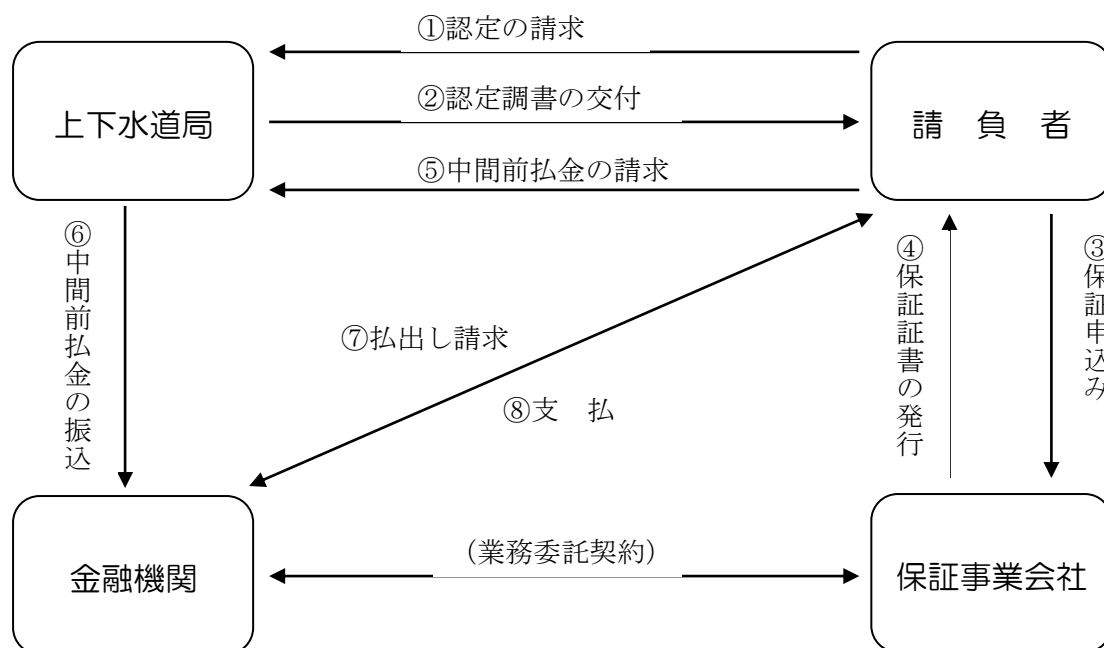
中間前金払と部分払は選択制となります。中間前払金を請求した後は、部分払を請求することはできません。また、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできません。

債務負担行為等に係る2会計年度以上にわたる契約については、当該工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該会計年度末（当該会計年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該会計年度末又は当該出来高予定額に達した時点。）の出来高に対する部分払を行うことができます。また、中間前金払と部分払の選択は年度ごとに行うことができます（例えば、初年度に中間前金払を選択し、翌年度に部分払を選択することも可能）。

5 保証事業会社による保証

中間前払金は、請負者が「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約を締結して、保証事業会社の保証証書を本市に寄託した後に支払うものとします。

6 中間前払金の請求手続



- ① 請負者は、認定請求書（第1号様式）に工事履行報告書（第2号様式）を添付して、当該工事の担当課へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。
- ② 担当課は、認定請求書を受け取ってから概ね7日以内に認定調書（第3号様式）を交付します。ただし、進ちょく額の調査の結果、中間前金払をすることができる要件を具備していると認定できないときは、同調書を交付しません。
なお、工事履行報告書に記載された進ちょく率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めるとあります。
- ③ 請負者は、認定調書（第3号様式）の交付を受けたときは、その認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- ④ 請負者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。
- ⑤ 請負者は、工事担当課に中間前払金を請求してください。
(提出書類)
保証証書、契約書の写し、請求書、認定調書（押印済みのもの）の写し
- ⑥ 請負者の預託金融機関（前払金専用口座）に中間前払金を振り込みます。

認定請求書

年 月 日

（宛先）京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長 様

所在地
受注者 商号又は名称
代表者職氏名

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
契約金額	
摘 要	

※ 添付書類 工事履行報告書

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工 期	年 月 日 から 年 月 日		
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
	()	差 ()	
(記載欄)			

現場代理人	主任（監理）技術者

注1）報告は月報を標準とする。

注2）予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。

注3）実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	〇〇〇〇工事				
工 期	令和2年4月30日 から 令和3年3月15日				
日 付	令和2年12月〇〇日（11月分）				
月 別	予定工程	%	実施工程	%	備 考
	（ ）は工程変更後		（ ）は予定工程との差		
令和2年 4月	0.0	（ ）	0.0	差（ 0.0）	
5月	0.0	（ ）	0.0	差（ 0.0）	
6月	2.0	（ ）	1.0	差（－ 1.0）	
7月	5.0	（ ）	5.0	差（ 0.0）	
8月	11.0	（ ）	8.0	差（－ 3.0）	
9月	18.0	（ ）	15.0	差（－ 3.0）	
10月	28.0	（ ）	33.0	差（＋ 5.0）	
11月	37.0	（ ）	50.0	差（＋13.0）	> 50%
12月	56.0	（ ）		差（ ）	
令和3年 1月	77.0	（ ）		差（ ）	
2月	98.0	（ ）		差（ ）	
3月	100.0	（ ）		差（ ）	
（記載欄）					

<認定要件>
例 11月末の状況
① 工期の1/2を経過
② 工期の1/2までの作業を実施済
③ 作業に要する経費が請負金額の1/2（出来高50%）以上

現場代理人	主任（監理）技術者

注1）予定工程は、完成までの予定出来高累計を記入してください。
注2）実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。

認 定 調 書

第 号
年 月 日

様

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長 印

下記の工事についてその進ちよくを調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
契約金額	
摘 要	